

当医院からのご案内

当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方(支)局に届出を行っています。

■歯科初診料の注1に規定する基準（歯初診）

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

■歯科外来診療医療安全対策加算1（外安全1）

当医院には、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動体外式除細動器(AED)を保有し、緊急時の対応及び医療安全について十分な体制を整備しています。

■歯科外来診療感染対策加算1（外感染1）

当院では、院内感染対策管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

■口腔粘膜処置（口腔粘膜）

再発性アフタ性口内炎に対してレーザー照射による治療を行っています。

■う蝕歯無痛的窩洞形成（う蝕無痛）

無痛のレーザー機器を用いて充填のためのう蝕の除去及び窩洞形成を行っています。

■CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー（歯CAD）

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー(かぶせ物、詰め物)を用いて治療を行っています。

■レーザー機器（手光機）

口腔内の軟組織の切開、止血、凝固等が可能なものとして保険適用されている機器を使用した手術を行っています。

■クラウン・ブリッジ維持管理料（補管）

装着した冠(かぶせ物)やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

■ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）（歯外在べI）

医療現場で働く方々のベースアップを行うことで、人材を確保し、良質な医療提供を持続させるための取り組みです。令和6年の6月以降、患者さまの診療費のご負担が上がる場合がありますが、医療現場で働く方々のベースアップにすべて充てられますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■ 長期収載品の選定療養について

長期収載品の選定療養とは、令和6年の診療報酬改定により、令和6年10月1日から導入された制度です。患者さんが後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある先発医薬品(長期収載品)を選択した場合に、その差額の4分の1を患者さんに自己負担していただく仕組みのことで、詳細や具体的な対象医薬品リストなどについては、厚生労働省のホームページでご確認ください。

■ 電子的歯科診療情報連携体制整備加算2

当院では、オンライン資格確認システム等により取得した診療情報を活用し、質の高い歯科医療の提供に努めています。

また、診療報酬明細書を患者様へ無償で交付しています。

▼以下の基準を満たしております。

- ・オンライン請求を行っていること
- ・オンライン資格確認を行う体制を有していること
- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う場所で閲覧または活用できる体制を有していること
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用について、実績を一定程度有していること
- ・マイナポータルの医療情報等に基づき、患者様からの健康管理に係る相談に応じること
- ・医療DX推進の体制に関する事項等について、医療機関内およびウェブサイト等に掲示していること。

須坂ひろファミリー歯科 管理者(院長)：小田博崇